

国立大学法人和歌山大学寄附物品受入れ取扱要領

制 定 昭和58年 5月20日

最終改正 令和 6年11月26日

- 第1 この要領は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における寄附物品（図書を除く。以下同じ。）受入れの取扱いについて定めることを目的とする。
- 第2 物品の寄附は、寄附者の自発的好意によるもので、かつ、本学の事務又は事業遂行のために必要なものについて受け入れることができる。
- 第3 本学に寄附物品の申込みを受けたときは、寄附物品受入承認申請書（第1号様式）により学長の承認（文部省連絡調整会議に係るものは除く。）を受けなければならない。ただし、次に掲げる物品については、財産管理担当役の補助者が承認することができる。
- ・ 本学少額備品等管理要項第3に規定する少額備品及び消耗品
- 第4 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金により取得した物品の寄附受入れは、前項の規定にかかわらず学長の承認があつたものとして、財産管理担当役が受入手続をとるものとする。
- 第5 寄附物品の価格の査定は、当該寄附物品を受け入れようとする財産管理担当役が、当該寄附物品の取得価格又は経過年数、耐用年数等を考慮した見積価格により行うものとする。
- 第6 財産管理担当役は、寄附物品を取得したときは、本学固定資産管理規程に定めるところにより、その他必要な事項を処理しなければならない。
- 第7 財産管理担当役の補助者は、第3による寄附物品を取得したときは、本学少額備品等管理要項に定めるところにより、その他必要な事項を処理しなければならない。

附 則

この要領は、昭和58年5月20日から施行する。

附 則（平成元年3月3日一部改正）

この改正要領は、平成元年3月3日から施行する。

附 則（平成7年3月27日一部改正）

この改正要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年9月22日一部改正）

この改正要領は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成9年6月5日一部改正）

この改正要領は、平成9年6月5日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年4月1日一部改正）

この改正要領は、平成10年4月9日から施行する。

附 則（平成11年4月1日一部改正）

この改正要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日一部改正）

この改正要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第134号）

この改正要領は、平成16年4月1日から施行する。

寄附物品受入れ取扱要領

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第632号）

この改正要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月8日一部改正：法人和歌山大学規程第968号）

この改正要領は、平成21年10月8日から施行する。

附 則（平成23年10月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1225号）

この改正要領は、平成23年10月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（令和6年11月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2784号）

この改正要領は、令和6年12月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

学長 様

部局長

寄附物品受入承認申請書

下記の物品について、寄附受け入れしたいので承認方申請します。

記

- (1) 寄附者の住所及び氏名
- (2) 寄附の目的及び条件
- (3) 寄附の物品名、規格、数量
- (4) 寄附物品の金額又は評価額
- (5) 寄附申込書

別添のとおり

(参考)

物品寄附申込書

年 月 日

様

寄附申込者

住 所

氏 名

印

下記により物品を寄附したいので、申込みます。

記

1 寄附物品の品目、規格、数量等

品名	規格	数量	単価	価格	備考

2 寄附の目的及び条件

3 その他